

## 第5回利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議

### 1. 開会

#### ○河川調査官

それでは、定刻となりましたので、「第5回利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議」のほうを開催させていただきます。

皆様、本日はお忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます関東地方整備局河川調査官、高橋でございます。よろしくお願いいたします。

記者発表の際に、会議の公開をお知らせしましたが、カメラ撮りは冒頭の挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議を始める前に、資料のほうを確認させていただきます。

お手元のほうに資料がございますが、頭に「資料目録」がございます、次に「議事次第」、それから名簿、座席表、それから規約がございます、その後にホチキス留めをしました資料1と書いてあります「利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」、それから、資料2といたしまして「変更原案に係る経緯」という1枚紙、資料3として、「当面の進め方」の1枚紙、そのほかに参考資料1、参考資料2が配付されているかと思えます。

配付漏れ等ございましたら、お知らせいただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

### 2. 挨拶

#### ○河川調査官

それでは、開会に当たりまして、関東地方整備局河川部長、朝掘より御挨拶を申し上げます。

#### ○河川部長

おはようございます。河川部長の朝掘でございます。

本日は、お忙しい中、それとお暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

今回の河川整備計画の変更は、思川開発の検証を踏まえまして、河川整備計画を変更させていただきたいというふうに考えてございますところ、今日はお集まりいただきまして皆様方の忌憚のない御意見をいただきたいという趣旨で今回お集まりいただいたところでございます。

思川開発の関係につきましては、もう皆さん重々御存じだと思いますのでここで申し上げるつもりもございませんが、それに加えまして、昨今の水防災意識再生ビジョンみたいなものの取り組みようの反映とか、あとはスーパーの関係とかも、今回、盛り込ませていただいておりますので、その辺も踏まえて御意見をいただき、御議論をいただければと思います。

いずれにいたしましても、よりよい河川整備に向けまして、我々といたしましても一生懸命頑張って参りたいと思いますので、今回の河川整備のもととなる今回の計画につきまして、いろいろ御議論をいただければと思いますので、本日はよろしく願いいたします。

以上でございます。

#### ○河川調査官

まことに申し訳ございませんが、カメラ撮りについてはここまでとさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いします。

(カメラ取り終了)

### 3. 議事

#### ○河川調査官

それでは、議事に進みたいと思います。議事次第にあります通り進めさせていただきたいと思います。

最初に、議事次第3、「変更原案」と、それから、議事次第4の「当面の進め方」のほうを事務局のほうから説明をさせていただきまして、その後、御意見、御質問等がありましたら伺いたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、計画課長、よろしくお願いします。

#### ○河川計画課長

よろしくお願いします。河川計画課の吉井と申します。

では、まず3番の「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」についての内容の説明を簡単に説明させていただきます。

お配りしている資料の中では、資料1というものがこの変更原案そのものになっておりますけれども、説明にあたっては、その後の資料2というもので、まず変更に係る経緯を御説明したいと思います。

資料2を御覧いただけますでしょうか。今回の整備計画の変更がどういった内容になるものかというものになりますが、一つ目の丸に関しましては、利根川水系では、まず河川法に基づき平成18年に河川整備基本方針が、二つ目の丸ですが、平成25年に、まず利根川・江戸川の河川整備計画が策定となりました。三つ目の丸ですが、その後、個別のダムの事業の検証として実施されました霞ヶ浦導水事業の検証結果、すなわち継続という方針を踏まえまして、その内容を実施内容に記載することですとか、整備計画策定後の関係法令改正の内容などを反映するという変更を行った、ここまでの三つ目の丸の内容でございます。

四つ目の丸からが、今回の変更原案に係る内容になります。昨年、平成28年8月に個別ダム事業の検証としまして思川開発事業に関する国土交通省の対応方針、すなわち継続という方針が決定されております。このダム事業の検証に関しましては、検討内容を参考資料2という資料のほうにまとめておりますので、詳細の説明は割愛させていただきますが、御参考にしていただければと考えております。

資料2のほうに戻りますが、今回の整備計画の変更は、こうした検証の結果を踏まえて、整備の内容について記載を変更したというのが1点でございます。

主な変更のもう一点としましては、時系列的には「思川開発事業の検証結果を踏まえて変更」の少し上に四角のマークで書いておりますが、関東・東北豪雨を受けて、その後、「水防災意識社会 再構築ビジョン」が公表されまして、それに基づきまして、流域でも都県さんや市町村さんとも連携しまして、減災対策の取り組み方針の策定や、それに基づく取り組みなどが進んでいるところです。そうした内容から、取り組み内容についての整

備計画の記載内容について変更を行ったという点がございます。これが2点目でございます。

そのほか変更を行っている箇所につきましては、河川整備の内容等について最新の状況にあわせて内容の更新を行うなどをした箇所になります。

以上が、資料2に書かせていただいているような変更の経緯と主な内容になりますが、続いて、それが具体的にどこに書かれているのかというのが、参考資料1になりますけれども、こちらを使いまして説明をさせていただきます。

参考資料1は、今回の原案で変更を加えた箇所を簡単に御覧いただけるように、ページの左側に変更前の整備計画、右側に今回の原案を対比させて記載しまして、変更を加えた箇所を赤字で記載をしているものです。

ページ数については、変更前後それぞれのページ数も中の四角に書いてあるんですけれども、ここからの説明は、右下に大きな数字で振ってあるページ数で御案内をさせていただきます。

先ほど御紹介しました主な変更点の1点目、思川開発に関してですけれども、まず、洪水調節施設としての役割についての記載が58ページ、もともと検証を行うといった趣旨の記載が書いてありましたが、59ページに赤字で書いておりますように、思川開発事業の具体的な諸元の記載等を今回行っております。

続いて、利水機能としての事業について、66ページと68ページになりますが、66ページにこれから検証するという趣旨の記載が書いてあったものを、68ページにありますように、思川開発事業の具体的な整備内容、諸元等を記載するという形に今回変更を行っております。

続いて、主な変更の2点目、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく取り組みに関しましては、主な内容をピックアップして紹介させていただきますが、例えば、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、今後おおむね5年間で優先的にハード対策が必要な区間というのを定めておりまして、そういったことが29ページから30ページにかけて、赤で書かせていただいている部分ですが、記載がございます。

それから、これは、こういった区間が必要であるということを示したページですが、実施する内容としましては65ページと66ページに危機管理型ハード対策としまして、具体的に実施する箇所も含めまして、今回、記載の追加を行っているものです。具体的には、堤防天端の保護ですとか、堤防裏法尻の補強を行う箇所というのを示しております。

ここがハード対策について書かれた場所でございますが、ソフト対策については、例えば85ページ、的確な水防活動の促進として水防活動を行うための調査や情報を共有、水防を行う体制の整備・強化といった内容、そういったものを促進していくという内容を記載しているほか、86ページの下の方、水害リスクの認識を容易にするため、町中での想定浸水深の表示の取り組みを拡大していくといったことですか、87ページ、市・町による避難勧告等の適切な発令の促進、住民等の主体的な避難の促進、88ページの方には「水防災意識社会 再構築ビジョン」そのものの記載であるとか、それに基づいて流域で実施されている減災対策協議会の取り組みなどを記載しております。

最初のほうに御紹介しました主な2点の変更内容は、このように「整備計画（変更原案）」の中に記載を行っております。

簡単ではございますが、「変更原案」の内容についての説明は以上でございます。

続きまして、議事次第の4番、「当面の進め方」の部分になりますが、これにつきましては、資料3の1枚紙を使わせていただきまして、「当面の進め方」を御案内申し上げます。

本日、先ほど御説明させていただきました「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」の公表をさせていただきます。同時に、本日より変更原案に対する意見募集を開始いたします。方法は郵送、ファクシミリ、電子メールによって御意見をお寄せいただけるようにという態勢で行います。

期間は6月28日までを予定しております。

あわせて、利根川・江戸川に関して学識経験を有する方への意見聴取を、6月下旬ごろまでを目途に持ち回りにて行って参ります。

当面の進め方については以上でございます。

#### ○河川調査官

私どもが用意した資料は以上でございます。

これから、都県さんのほうから御質問それから御意見等がございましたらいただきたいと思いますが、質問、御意見に際しましては、挙手の上、マイクのほうがございますので、そのスイッチを押していただきまして、所属とお名前をお話しいただいた後に御発言をいただければと思います。よろしくお願ひします。

御質問、御意見等ございませんでしょうか。

(栃木県挙手) 栃木県さん、お願いします。

○栃木県県土整備部長代理

栃木県県土整備部次長の森戸と申します。お世話になります。本日は、県土整備部長の江連が所用のため、代理で出席させていただいております。

ただいま御説明がありました整備計画の変更原案につきましては、私どもの県といたしましては特に異存はございませんが、何点か要望をさせていただきたいと思っております。

まず1点目ですが、平成27年9月の関東・東北豪雨によりまして、我が県の思川及び巴波川につきましては、大臣管理区間及び県管理区間につきましては、計画洪水を超えるような出水が記録されました。地元の住民も大変心配しておりますので、整備計画にも記載がありますとおり、洪水を安全に流下させるための堤防整備につきまして、早急に進めていただきますよう要望いたします。

それから、2点目でございますが、思川開発事業の南摩ダム整備についてでございます。先ほどお話がありましたように、昨年度、思川開発に係るダムの検証が終了いたしまして、継続の対応方針が示されたところでございますので、先ほど申しましたように、下流の思川の洪水被害の軽減にも役立ちますので、早急にダム建設工事に着手していただけますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、当面の進め方につきましては、御説明がありましたことについて、特に異存はございません。

最後になりますが、栃木県につきましては、今年度から水防災意識社会の再構築に向けました県版の減災対策協議会の設立を、現在、順次行っているところでございます。利根川上流圏域につきましては、明日の6月1日に開催する予定でございますので、整備局並びに利根川上流河川事務所の皆様には、今後とも御指導、御協力のほどをよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○河川調査官

ありがとうございます。そのほかございますでしょうか。

(茨城件挙手) 茨城県さん、お願いします。

#### ○茨城県土木部長代理

茨城県河川課の技術総括、生田目と申します。今日は、土木部長の富永が公務のため出席できませんので、代理で出席をしております。よろしくお願いいたします。

さて、私のほうからは、今回の河川整備計画の変更原案につきましては、詳細につきましては持ち帰って確認させていただき、後日回答させていただきたいと考えておりますけれども、私からは何点か申し上げさせていただきたいと思っております。

最初に治水対策でございます。今回の変更原案につきましては、思川開発事業の検証の結果を踏まえた記載内容の変更や、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえた追記などとなっておりますけれども、今後の参考として発言をさせていただきます。

利根川の下流部には無堤の区間があり、東日本大震災時には津波の遡上、関東・東北豪雨の際は出水によりまして、河口部左岸の神栖市で浸水被害が発生しております。津波対策につきましては、これまでに県の中央要望ですとか、神栖市による要望を行っているところがございますので、河口部の浸水被害を未然に防ぐ対策として堤防整備をお願いしたい。

次に2点目でございますが、64ページなどの思川開発事業でございます。本県では、古河市と五霞町が本事業の完成を前提といたしまして暫定水利権を取得し、水道用水を取水しておりますので、早期に事業が完成し、安定した取水ができることを望んでおります。

また、昨年の利根川・鬼怒川の取水制限では、深刻な影響はなかったものの、水道用水や農業用水の取水に影響が発生しております。さらに、関東・東北豪雨の際には、鬼怒川沿川において甚大な被害が発生し、治水対策の重要性が改めて認識されたところであります。

こうしたことから、一刻も早く工事を再開していただくとともに、その際はコスト縮減等に努めていただくようお願いいたします。

最後に、当面の進め方についてでございます。今後、河川整備計画の原案の意見募集や有識者会議が行われるとのことですが、整備計画の策定に当たりましては、地元市町村等の意見に配慮しながら進めていただきますようお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○河川調査官

ありがとうございます。そのほかございますでしょうか。

(千葉県挙手) 千葉県さん、お願いします。

○千葉県県土整備部長代理

千葉県でございます。千葉県河川整備課長をしております岩船でございます。本日、県土整備部長、野田が所用のため欠席しておりますので、代理で出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

意見ですけれども、今回の変更内容につきましては、特に異存はありませんが、思川開発を含めた施設などの整備に当たりましては、引き続き工期の短縮とコスト縮減、こちらについて取り組んでいただくよう、よろしくお願いいたします。

なお、千葉県区間におきましては、江戸川左岸、こちらについては最も千葉県の中でも人口・資産が集中した地域でありまして、また、利根川下流部、こちらについては無堤区間もございますため、早期に治水安全度の向上が図られるよう、地域の意見を聞きながら上下流、左右岸、こちらのバランスに配慮し事業のほうを進めていただくようお願いいたします。

以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございます。そのほかございますでしょうか。

(群馬県挙手) 群馬県さん、お願いします。

○群馬県県土整備部長代理

群馬県河川課長の平山でございます。県土整備部長の中島に代わりまして出席させていただきます。よろしくお願いいたします。

群馬県ですけれども、本日御説明いただきました「利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）」につきまして、記載内容について特段の異存はございません。

また、当面の進め方についても特に意見はございません。

2件ほど要望意見等を述べさせていただきますけれども、まず、群馬県といたしましては、引き続き県土の安心・安全の向上のために、より高い治水安全度の確保を望んでいるところでございまして、この計画変更原案に記載されております八ッ場ダム、利根川左岸堤防、烏川堤防等の必要な治水対策事業につきまして、事業コスト管理や地元関係者への

説明を適切に行いつつ、計画対象期間を前倒しで、早期で完成を図り、利根川の治水安全度の向上に最大限努力していただきますよう要望するところでございます。

また、2点目としまして、この大規模氾濫に関する減災対策協議会で取りまとめられました「流域の減災対策に係る取組方針」につきまして、関係機関と連携しながら、群馬県といたしましても、ハード・ソフト対策に一体的、計画的に取り組んで参りたいと思えます。

以上、よろしく願いいたします。

○河川調査官

ありがとうございました。

(埼玉県挙手) 埼玉県さん、お願いします。

○埼玉県県土整備部長代理

埼玉でございます。特に進め方等含めて異論はございませんけれども、当県としましては、思川開発事業、これは治水のみならず、特に利水面で非常に我が県としては早期の完成を望んでいるものでございますので、諸手続を早急に完了させて、事業の本格的な実施を一日も早く進めていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

○河川調査官

ありがとうございました。

(東京都挙手) 東京都さん、お願いします。

○東京都建設局長代理

東京都建設局河川部で計画課長をしております内野でございます。本日、建設局長、西倉の代理で出席をさせていただいております。

東京都からは、2点御要望をさせていただきたいと思います。

まず1点目、今回の変更内容にも係る思川開発事業につきましては、一日も早い完成と徹底したコスト縮減に努めていただきたいと思いますというふうに思っております。

2点目でございますが、高規格堤防事業のうち、篠崎公園地区の整備に当たりましては、

東京都の公園事業とも連携をしながら着実に事業を推進していただきたいというふうに思っています。

なお、その他の内容及び今後のスケジュール等については、異存はございません。

以上でございます。

#### ○河川調査官

ありがとうございます。一通り御意見をいただきましたので、ちょっと私のほうから御要望等につきまして発言をさせていただきたいと思えます。

まず、利根川・江戸川河川整備計画の原案につきましては、おおむね特段御意見はないという御回答をいただいたかと思えますが、その中で何点か御要望等をいただいているかと思えます。

まず、支川の改修ですとか、それから思川開発、それから高規格堤防等の早期実施等、治水安全度の向上についての御意見ですとか、それから思川開発のコスト縮減、それから、整備計画原案について地元関係者に十分な説明をしてほしいと、そういった御発言をいただきました。これらの御発言を踏まえて、今後の対応をさせていただきたいと思えますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思えます。

それから、利根川の河口部の堤防整備についても御発言をいただきましたので、今回、この変更原案につきましては、主に思川開発の記載内容の変更等でございますので、今後の参考として取り扱わせていただきたいという風に思えます。

それから、当面の進め方につきましても、特段御異存はなく、河川整備計画を早期に策定にしてほしいという趣旨だったかという風に理解しております。私どもとしては、当面の進め方でお示したように整備計画の策定に向けて手続を進めて参りたいと思えます。

そのほか減災対策協議会の取り組み等についても御発言をいただいていたかと思えますので、我々のほうとしても引き続き協力をさせていただきながら進めさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

以上かと思えます。

そのほか、よろしいでしょうか。何かありますでしょうか。

(「なし」の声あり)

#### 4. 閉会

##### ○河川調査官

特に御意見がないようでしたら、これをもちまして「第5回の利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議」のほうを閉会させていただきます。

本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

— 了 —